

見積書提出依頼

令和元年12月10日(火)13:30

件名	情報システム監視モニター設置及びケーブル等配線工事
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	契約締結日 ~ 令和2年1月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること。
見積書提出期限	令和元年12月17日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 情報管理官室 大城 TEL:098-866-0031(内線)81703
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(10%)を乗じた金額までを記載すること。 なお、一元未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から40日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

情報システム監視モニター設置及びケーブル等配線工事

調達仕様書

令和元年12月

総務部情報管理官室

1	件名	1
2	調達概要	1
2.1	本調達の概要と内容	1
2.2	調達の範囲	1
3	機器・工事仕様	1
3.1	工事概要構成	1
3.2	監視モニター仕様	1
3.3	施工方法	2
3.4	その他	2
4	納入条件	3
4.1	納入先・設置・工事場所	3
4.2	納期・導入計画（スケジュール）	3
4.3	納入成果物	3
5	機密保持	3
6	情報セキュリティに関する受注者の責任	4
7	特記事項	5
7.1	実施条件	5
7.2	受注者の責務	5
7.3	損害賠償	5
7.4	交通費・旅費等	5
7.5	疑義	5
7.6	仕様変更	5
7.7	記載外事項	6

1 件名

情報システム監視モニター設置及びケーブル等配線工事

2 調達概要

2.1. 本調達の概要と内容

沖縄総合事務局基幹LANシステムの更改に伴い、基幹LANシステムのネットワーク稼働状況及びセキュリティ監視状況が可視化されたことにより、システムの稼働状況等を監視するモニターを情報管理官室に設置する。また、TV会議システムの利便性向上を図るため、共用会議室B、C、EにTV会議用LANケーブルの配線を行う。

2.2. 調達の範囲

本工事の施工範囲は、契約書、仕様書、添付図面に基づき、次の各号に掲げる工事を行うものとする。

- (1) 下記3. 機器仕様を示す機器の納入・据付調整
- (2) 上記納入機器～監視用PC間のケーブル配線・接続
- (3) 共用会議室B、C、EのLAN配線及び埋込型壁コンセント設置
- (4) 入札室、情報管理官室の埋込型壁コンセント設置
- (5) 共用サーバ室既設浸水検知用LANケーブル保護モール設置
- (6) 総合動作試験

3 機器・工事仕様

本調達の機器・工事仕様は、次のとおりである。

3.1. 工事概要構成

本調達の工事構成概要を別添図に示す。なお、設置個所の平面図については当局情報管理官室内で閲覧資料として提示する。

3.2. 監視モニター仕様

本調達で設置する監視モニターの仕様は、下記のとおりとし、納入機器については、沖縄総合事務局情報管理官室担当職員（以下「監督職員」という。）の承諾を得ること。

- (1) 型：49V 型以上
- (2) パネル：液晶パネル
- (3) 画素数（水平×垂直）：3,840×2,160（4K）
- (4) バックライト：LEDバックライト
- (5) 入力端子：HDMI 入力端子×4 以上、ビデオ入力端子×1
- (6) 消費電力：120W以下
- (7) その他：取付けは天吊り型とする。

3.3. 施工方法

(1) 監視モニターの設置について

監視モニター設置に必要な天吊り金具、取付け金具、吊り下げパイプ等の固定金具及び電源配線は、全て本工事に含むものとする。また、取付け位置の詳細については、監督職員の承諾を得ること。

(2) ケーブル配線について

監視モニター～監視用PC間のケーブル配線は、HDMIケーブルを使用するものとし、TV会議用LANケーブルの配線は、CAT-5e以上の配線を使用するものとする。また、LANケーブルの端末処理は、壁コンセントを使用するものとする。

(3) 埋込型壁コンセントについて

LANケーブル用埋込型コンセントは、ダブルコンセントとし、入札室及び情報管理官室のLANケーブルは、既設配線に接続するものとする。

(4) 浸水検知用LANケーブル保護モール設置

保護モールの設置は、既設LANケーブル配線箇所の床面から天井までを施工するものとする。

(5) 現用設備へ影響を及ぼす作業の制限

停電作業等、現用設備に影響を及ぼす作業を実施する時は、事前に監督職員と協議するものとする。

3.4. その他

撤去品等の不要資材については、受注者にて適正に処分すること。

4 納入条件

4.1. 納入先・設置・工事場所

(1) 納入先

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

那覇第2 地方合同庁舎 2 号館

(2) 設置場所

那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 7 階情報管理官室内

4.2. 納期・導入計画（スケジュール）

(1) 納期

令和2年1月31日迄

なお、作業詳細については受注後、監督職員と調整すること。

(2) 導入スケジュール

受注後速やかに、監督職員と調整を行うこと。

4.3. 納入成果物

業務完了報告書を監督職員へ提出し承認を得ること。

5 機密保持

(1) 受注者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、沖縄総合事務局（以下「当局」という。）から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する情報は除くものとする。

①当局から取得した時点で、既に公知であるもの。

②当局から取得後、受注者の責によらず公知となったもの。

③法令等に基づき開示されるもの。

④当局から秘密でないと指定されたもの。

⑤第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、当局に事前協議の上、承認を得たもの。

(2) 受注者は、当局の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないこと。

(3) 受注者は、本業務に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講ずること。

(4) 受注者は、本業務に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本業務に係る当局に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、当局から貸与されたものについては、契約終了後1週間以内に当局に返却すること。

6 情報セキュリティに関する受注者の責任

(1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備し、当局へ報告すること。

(2) 取り扱う当局の情報の秘密保持等

- ①本業務に関して当局から提供された情報その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- ②本業務に関して当局から提供された情報を、当該業務終了時に当局に返却するか、消去又は破棄してその旨を書面をもって報告すること。
- ③本業務に関して当局から提供された情報、貸与された情報その他知り得た情報を、当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに当局に報告すること。

(4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、当局は、受注者に対して報告を求める場合がある。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対応

本業務の遂行において、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性が認められる場合には、受注者は、当局の求めに応じて協議を行い、合意した対応をとること。

7 特記事項

7.1. 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

7.2. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

7.3. 損害賠償

受注者は、以下の項目に該当する場合は、当局及び受注者の双方で協議の上、損害賠償を行わなければならない。

- (1) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合。
- (2) 受注者の責により業務に支障をきたし損害が生じた場合。

7.4. 交通費・旅費等

交通費、旅費、通信運搬費等の本業務を遂行する上で必要な経費は、受注者がすべて負担すること。

7.5. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員及び受注者の協議により決定すること。

7.6. 仕様変更

受注者はやむを得ない事情により本仕様書のとおり業務を履行できない場合は、予め申し出た上で、書面により監督職員の承認を得ること。

7.7. 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。
また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その

目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

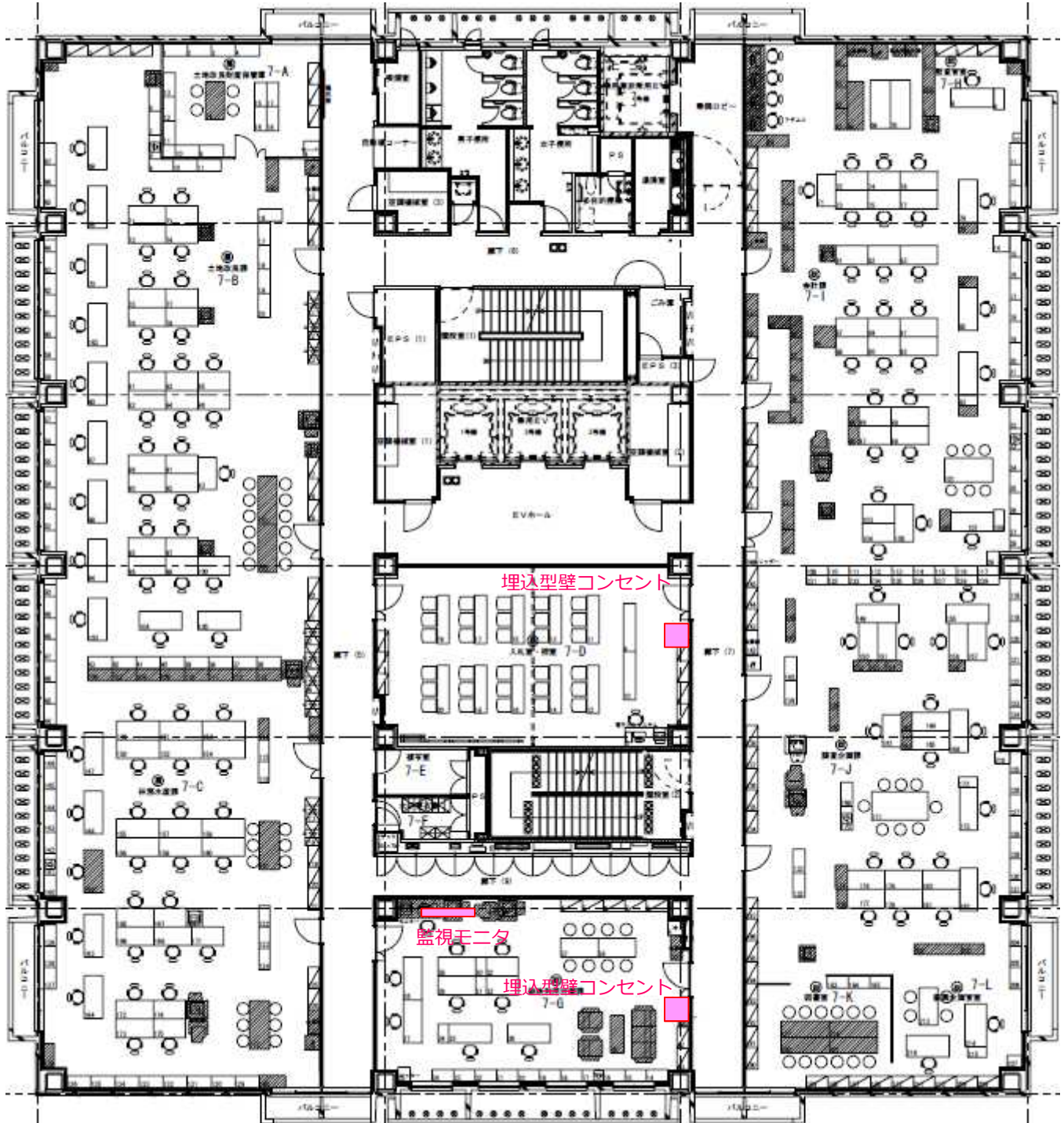
(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

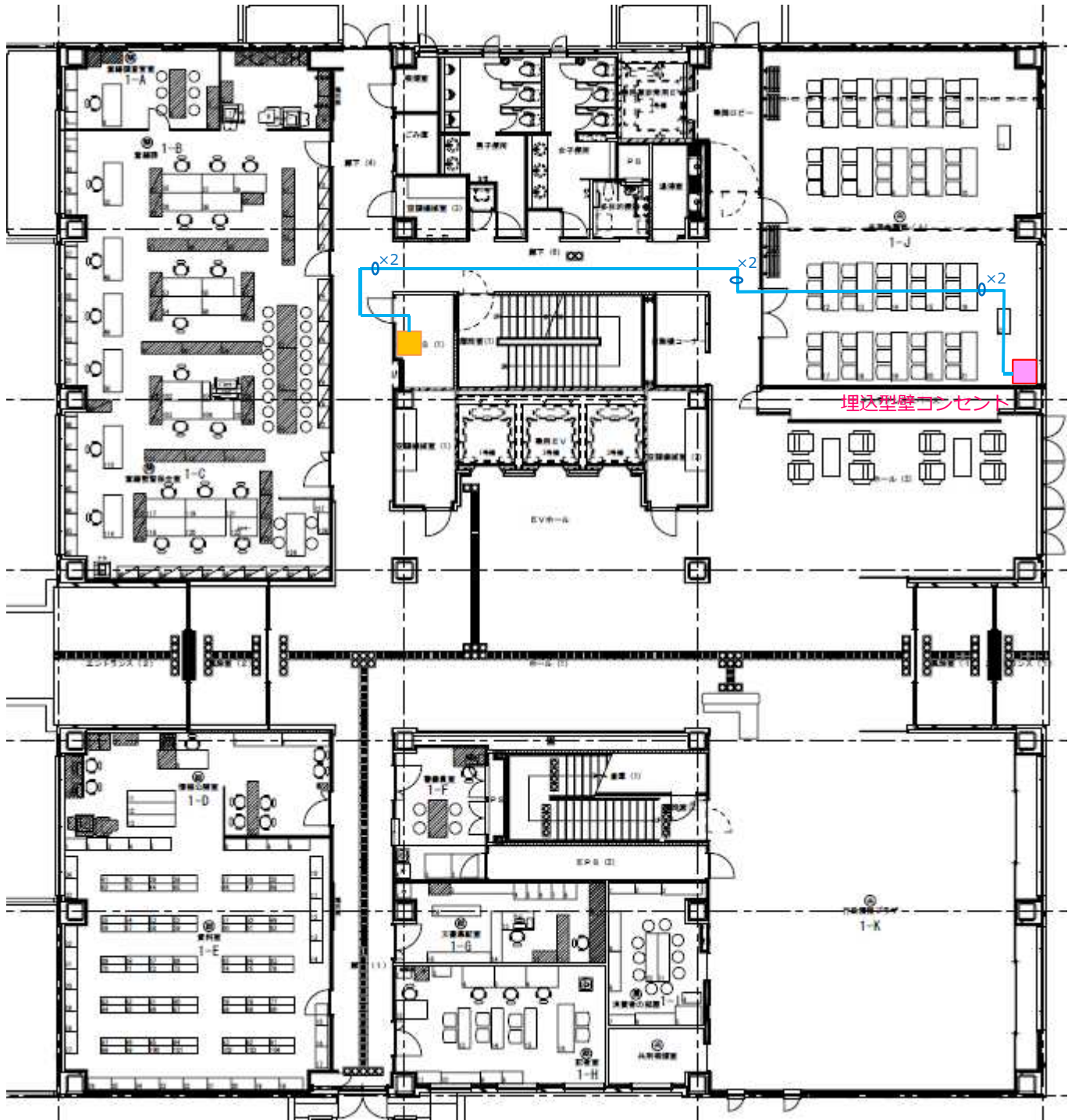
(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

監視モニタ設置図 (2号館7F)



L A N配線図 (2号館1F)



L A N配線図 (2号館2F)

